令和6年能登半島地震で

No.5 令和6年2月3日

被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

家屋等を地震により損壊された方

公費解体

地震により損壊した家屋等について、所有者の申請に基づき、 市町村が所有者の代わりに解体・撤去します。 所有者の自己負担はありません。

●対象

罹災証明書等で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」 の認定を受けたもの

住宅の応急修理

災害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準 半壊」した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等 日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

●応急修理の基準額

大規模半壊、中規模半壊、半壊 70万6,000円以内 準半壊 34万3,000円以内

※住宅の応急修理は、自治体が修理業者と契約します。 (基準額を超える工事費用は自己負担です。)

※詳細は市町村にご相談ください。

住宅金融支援機構の融資を返済中の方

返済金の猶予 毎月返済額の軽減

罹災によって住宅金融支援機構の融資(フラット35、住宅金融公庫融資など)の返済が一時的に難しくなった方は、

- ① 返済金の猶予や
- ② 返済期間の延長等による毎月返済額の軽減が 可能となります。

※ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

住宅を再建・補修したい方

災害復興住宅融資

住宅金融支援機構により、住宅復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金に対する融資が受けられます。

●全期間固定金利

申込み時点の融資金利が適用されます。1.59%(令和6年1月現在)

●元金据置期間の設定

返済負担を一時的に軽減することを目的に、融資の契約日から当初一定期間(最長3年(補修の場合は1年))は利息のみの支払期間を設定できます。

- ●融資手数料及び保証料は不要
- ●対象者:災害により被害が生じた住宅の所有者又は 居住者で、罹災証明書を交付されている方

住宅再建ケースに応じたメニューと借入条件等

・被災した住宅を補修する場合

- A ・被災した住宅を取り壊し、その場で住宅を建て替える場合 ・被災後に土地を購入(又は借地)し、その土地に住宅を建設する場合 B ・被災後に分譲住宅(建売住宅又はマンション)を購入する場合 ・被災後に中古住宅を購入する場合
- A 建設資金 購入資金 補修資金 土地取得あり 土地取得なし 融資限度額※ 3,700万円 3,700万円 2,700万円 1,200万円 返済期間 最長35年 最長20年 受付期間 原則、罹災日から2年間 被害の程度 (左記の他に) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 準半壊•一部損壊 (罹災証明書で確認)

※建設、購入又は中古リフォーム一体型の場合で被災親族同居のときは、上記の額に640万円加算されます。

住宅の補修について相談したい方

被災住宅補修等相談ダイヤル

被災住宅の補修等に関する電話相談を相談員(建築士)が無料で受け付けます。

通話料無料 0120-330-712 10時~ 17時(土日祝日除く)



この内容は 政府広報 オンラインにも 掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、 このお知らせの内容をお伝えいただきますよう、お願いいたします。